

下記施設の目的と運営費用・財源・管理方法

○地域利用施設等 ○共同利用施設 ○自治会館

市民交流部市民協働推進課

## 1 地域利用施設等（9 施設）

### （1）施設の目的

#### ア 地域利用施設（7 施設）

地域社会における市民相互の交流及び相互扶助並びに市民の主体的な学習活動等を促進し、連帯感のある新しいコミュニティづくりに資することを目的として、設置しています。

#### イ 中山台コミュニティセンター

地域社会における市民の相互交流及び相互扶助並びに主体的な学習、文化活動等を通して自治意識と連帯感を醸成し、快適で住みよい地域社会を形成するための、地域の中核的施設として設置しています。

#### ウ 未成集会所

地域社会における福祉の向上を図るため、市民の集い、相互扶助及び学習活動等の用に供することを目的として、設置しています。

### （2）運営費用・財源

いずれの施設も、市からの指定管理料、利用者からの使用料収入及びその他収入（助成金や普通預金利息等）を財源として運営されています。運営に係る費用として、光熱水費や消耗品費などがありますが、上記の財源から支出されています。

### （3）管理方法

自治会等の地域活動団体及び特定非営利活動法人が指定管理を行っています。

（令和2年度の指定管理者の内訳）

ア 自治会（自治会による管理運営委員会を含む） 4 施設

イ 市民活動団体 1 施設（雲雀丘倶楽部）

ウ 特定非営利活動法人 2 施設（南口会館、西谷会館）

## 2 共同利用施設（24 施設）

### （1）施設の目的

大阪国際空港周辺における航空機騒音により、日常生活が著しく阻害されている地域で、地域の住民の学習、集会、休養又は保育のための利用に供することを目的として設置しています。

(2) 運営費用・財源

いずれの施設も、市からの指定管理料、利用者からの使用料収入及びその他収入（助成金や普通預金利息等）を財源として運営されています。運営に係る費用として、光熱水費や清掃費、消耗品費などがありますが、上記の財源から支出されています。

(3) 管理方法

自治会等の地域活動団体及び特定非営利活動法人が指定管理を行っています。

(令和2年度の指定管理者の内訳)

ア 自治会（自治会による管理運営委員会を含む） 23 施設

イ 財産管理組合 1 施設（山本野里会館）

3 自治会館

(1) 施設の目的

地域住民の親睦及び福祉の向上を図ることを目的としています。

(2) 運営費用・財源

自治会が設置・管理を行っている建物施設であるため、運営費用及び財源は、市では把握していませんが、主に自治会費や使用料収入、補助金等で運営費用等を賄われているものと考えています。

(3) 管理方法

自治会による直営管理

(4) 市からの補助について

自治会館の環境を整備することにより自治会活動を促進するため、自治会館の新築若しくは改修等事業に対し、「自治会館建設事業補助金」を交付し、支援しています。

※ ほっこりハウス（中山台1丁目）も上記3 自治会館の1つです。